

川崎市公共基準点の管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が管理する公共基準点の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共基準点 測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき本市が管理する測量基準点で、かつ、永久標識であるものをいう。
- (2) 保全 公共基準点を一時撤去せず同位置に保つこと又は公共基準点を一時撤去し同位置に設置することをいう。
- (3) 復旧 公共基準点を撤去し別の位置に設置することをいう。

(管理)

第3条 公共基準点の総括管理は、川崎市建設緑政局道路管理部管理課（以下「担当課」という。）において行う。

2 担当課は、パトロール等により公共基準点の管理を行うものとする。

(閲覧)

第4条 公共基準点の測量成果又は測量記録は、担当課及び各区役所道路公園センター管理課並びに本市ホームページで一般の閲覧に供するものとする。

(使用)

第5条 公共基準点を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けるものとし、使用後すみやかに市長に報告しなければならない。

(保全)

第6条 公共基準点の付近で、その効用を害するおそれのある工事等を施行しようとする者（以下「工事施行者」という。）は、あらかじめ市長に届け出て、その指示に従い当該公共基準点の保全に必要な処置を講じなければならない。

(効用阻害の確認)

第7条 工事施行者は、前条に定める工事等が公共基準点の効用に害を及ぼさなかったかを確認するため、当該工事等の施行前と施行後に当該公共基準点を測量し、その結果をすみやかに市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による効用阻害の確認は、別に定める測量方法及び判定基準によるものとする。

(復旧)

第8条 工事施行者は、前条に定める工事等により公共基準点を復旧する必要があるときには、あらかじめ市長の許可を受けるものとする。

2 前項の工事施行者は、公共基準点の復旧措置が完了した後、その結果をすみやかに市長に報告しなければならない。

(依頼等)

第9条 公共基準点の設置されている土地の所有者又は占有者（以下「土地所有者」という。）は、自己の都合により公共基準点が支障となるときは、あらかじめ市長に保全、復旧又は廃止を依頼するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、土地所有者等が市の場合には、公共基準点の保全、復旧又は廃止について、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(機能の回復)

第10条 工事施行者は、第7条の規定により公共基準点の効用を阻害したとき又は一時撤去したときは、原状に機能を回復し、その測量成果等を修正しなければならない。

2 工事施行者は、第8条第1項の規定により公共基準点を復旧するときは、復旧措置前と同等の機能に回復し、その測量成果等を修正して市長に提出しなければならない。

3 工事施工者又は工事施工者以外の者（以下「事故原因者」という。）が故意又は過失により公共基準点を滅失もしくは損壊したときは、前2項の規定を準用する。

4 第1項及び第2項の作業は、別に定める測量作業基準により行うものとする。

(費用の負担)

第11条 第6条の規定による公共基準点の保全に要する費用及び第7条第1項の規定による効用確認に要する費用並びに第10条第1項及び第2項の規定による機能回復に要する費用は工事施行者が、また前条第3項の事故原因者が行う機能回復に要する費用は事故原因者がそれぞれ負担する。

2 第9条第1項の規定により土地所有者等から公共基準点の保全、復旧又は廃止の依頼が成された場合には、この作業に要する費用は、原則として担当課が負担するものとする。

3 第9条第2項の規定により土地所有者等から公共基準点の保全、復旧又は廃止について協議があった場合は、その費用の負担について、担当課と協議するものとする。

(測量業者の選定)

第12条 第7条に規定する公共基準点の効用阻害の確認測量及び第10条に規定する公共基準点の機能回復のための測量を行うときは、測量法第55条の5第1項の規定による登録を受けた測量業者を選定しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は建設緑政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。